

仁木町国土強靱化地域計画



仁 木 町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	仁木町強靱化の基本的考え方	
1	仁木町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	仁木町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
4	推進事業の設定	23
	【仁木町強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	40
2	計画の推進方法	40
【別表】	仁木町強靱化のための推進事業一覧	41

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国及び市町村における重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、平成25年(2013年)12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年(2019年)12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を始め、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年(2015年)3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

この間、仁木町においても、平成27年(2015年)強風・大雨災害、平成30年(2018年)台風21号災害、胆振東部地震に伴う長時間に渡る停電など、住民生活に大きな影響を与える大きな被害を被った教訓を踏まえ、「仁木町地域防災計画」の見直しを始め、防災・減災のための取組を強化してきたところであります。

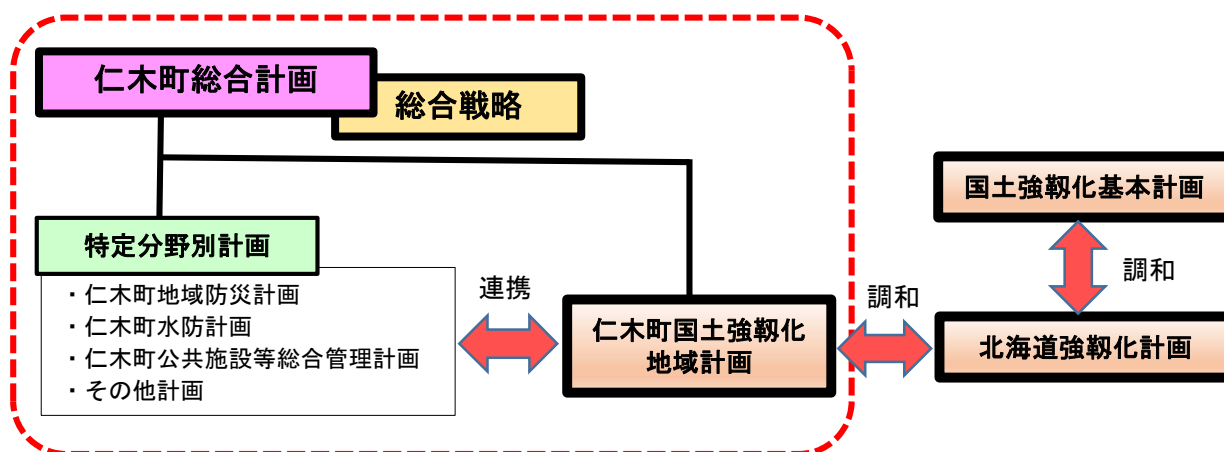
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要があります。

さらに今、世界中で新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、人々の安全、安心な暮らしや産業に深刻な影響を与えている状況において、日本、そして世界を挙げて、その感染拡大防止対策が講じられる中、いかなる災害に対しても対応可能な地域づくりが求められてきます。

こうした基本認識の下、仁木町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「仁木町国土強靱化地域計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、仁木町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進するものです。



第2章 仁木町強靱化の基本的考え方

1 仁木町強靱化の目標

仁木町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かし、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であります。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

仁木町の強靱化は、こうした観点から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、仁木町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

仁木町強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にとどめること。
- (4) 迅速に復旧・復興がなされること。

2 本計画の対象とするリスク

仁木町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されます。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び目標（２）に掲げる「町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、仁木町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、地震などの自然災害に伴う泊原子力発電所で起きうる災害についても、東日本大震災の時に福島第一原子力発電所で発生した事象が同様に起きうるとして対象とするリスクに加えました。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

2-1 仁木町における主な自然災害リスク

（１）地震

- 内陸型地震—(H26 地震調査研究推進本部長期評価) (2018 年 全国地震予測地図)
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 黒松内断層帯の発生確率 … M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年）に伴うブラックアウトによる停電被害（仁木町では約 21 時間）その後、仁木町からも災害支援（職員派遣）を実施

（２）豪雨・暴風雨・竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 過去の被害状況
 - 2004 年 9 月の台風 18 号では、最大瞬間風速 45.7m の強風により、ビニールハウスやぶどう棚など農業施設や農作物に甚大な被害が発生

（３）豪雪・暴風雪

- 豪雪地帯に指定されている本町では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が発生

（４）原子力災害

- 本町は、泊原子力発電所 U P Z 圏内（30 k m 圏内）に属している。
泊村で大規模地震や自然災害が発生した場合には直接的な被ばく被害が予測されるうえ、国道 5 号において、P A Z 圏内（5 k m 圏内）の町村から避難する車による渋滞への対応や事故対応の通行確保などが必要となっている。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

- 日本海における大規模地震の断層モデルによる概略計算結果
(H26 政府調査検討会)
 - ・ 10m以上の津波高となるのは道内 1521 市町村 (最大津波高は 23.426.9m)
 - ・ 平地における 30cm の津波の到達時間が最短 10 分以内となるのは道内 20 市町村

(2) 火山噴火

- 常時観測火山 (9 火山) * 全国 4750 火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 1900 年以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生
 - ・ 2000 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人 (仁木町からも災害支援派遣実施)

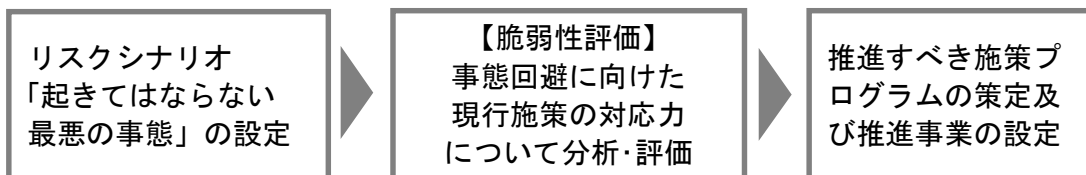
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

仁木町としても、本計画に掲げる仁木町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、仁木町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般と大規模自然災害に伴う泊原子力発電所で起きうる災害をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など仁木町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、仁木町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上水道の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約8割(H22)と全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会福祉施設、社会教育施設などの不特定多数が集まる公共施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることから、適切な維持管理に努めながら耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が見込まれることから、「仁木町公共施設等総合管理計画」及び「仁木町個別施設計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 現在、本町では20か所の避難所と~~14~~14か所の指定緊急避難場所が設定されているが、災害種別に対応した適切な避難所の確保と避難経路の設定、周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定については、20か所の避難所のうち12か所であるが、指定を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 各種災害による火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・住宅の耐震化率 約82%(H22)
- ・町有特定建築物の耐震化率 100%(R1)
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況
指定緊急避難場所 14か所 指定避難所 20箇所 (R1)
- ・福祉避難所の指定状況 12か所 (R1)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害特別警戒区域の指定状況は、19 か所 (R1)、土砂災害警戒区域の指定状況は、4 か所 (R1) である。防災ガイドマップの作成、広報・町のホームページ等による周知と警戒避難体制の整備、避難訓練の実施を促進し、防災意識の醸成を図る必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組と適切な維持管理や計画的な更新等を国や道に求めて行く必要がある。

【指標 (現状値)】

- ・ 土砂災害警戒区域指定数 土砂災害警戒区域 19 か所 (R1)
土砂災害特別警戒区域 4 か所 (R1)
- ・ 防災ガイドマップの作成状況 未作成 ⇒ 作成済 (R3)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水ハザードマップの作成)

- 本町では平成 22 年に洪水ハザードマップを作成してから更新をしていないため、平成 30 年に北海道が作成した余市川の洪水浸水想定区域図を活用し、洪水ハザードマップを含めた町の防災ガイドマップの作成及び洪水を想定した防災訓練の実施が必要である。

(河川改修等の治水対策)

- 本町では、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤整備などの治水対策を行ってきたが、近年浸水被害を受けた河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門、排水機場等の河川管理施設については、適切な維持管理を進めていく必要がある。

【指標 (現状値)】

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 未更新 (R1) ⇒ 作成 (R3)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 除雪出動基準に基づく除雪や道路パトロールの実施による道路管理を行っており、除雪が困難と想定される暴風雪等の冬季異常気象時には、速やかに関係部局と協議して、防災行政無線により外出についての注意喚起など迅速な情報提供に取り組む必要がある。

(除雪体制の確保)

- 町の財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

・ 除雪車の配備状況	町配備機械	6台 (R1)
	業者配備機械	10台 (R1)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 北海道の冬の積雪寒冷の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など、厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における防寒対策に取り組み、ストーブ等の暖房器具については防災資機材購入計画に基づき整備されているが、毛布などについては進捗途上であり継続的な購入・備蓄を進める必要がある。

【指標（現状値）】

防災資機材の備蓄状況	暖房器具	25台 (R1)
	非常用発電機	14台 (R1)
	毛布類	275枚 (R1)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、防災情報を共有している。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用を始めとした習熟を図る必要がある。
- 仁木町地域防災計画により、災害時においては、役場、消防職員が災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道と市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、平時から衛星携帯電話の点検整備をする必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 道では、国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直し、市町村に提供しており、町として避難勧告等の発令基準を設ける必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な町防災行政無線や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳（ふくそう）時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等を整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る体制の整備が必要である。
特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を検討する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、本町における避難行動要支援者名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画を整備する必要がある。

（地域防災活動）

- 町内の自主防災組織の組織率は約5割であり、全国（8割弱）と比べると低い水準にあることから、自主防災組織の結成促進等を北海道で現在取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用した地域におけるリーダーの養成を通じて、地域防災力の向上に向けた取組を推進する必要がある。

（防災教育の推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、地域で活躍している消防団員との連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・防災情報共有システムへの参画	参画済	
・自主防災組織活動カバー率	54.0% (R1)	*施設は各施設1世帯換算
・地域防災マスター人数	6人 (R1)	
・水害・土砂災害の避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定済	
・仁木町防災行政無線通信施設整備	整備済	
・避難行動要支援者名簿の作成状況	作成済	
・個別計画の策定	未策定	

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、他市町村、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動拠点や救援物資輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定等を踏まえ、施設の設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、近隣町村や防災関係機関、運送業者等と連携し検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な食料、飲料水、燃料等の備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 「仁木町備蓄計画」に基づき、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 24件（R1）
- ・食料・飲料水等の備蓄量 アルファ米 3,020食 白がゆ 200食 飲料水 1,395リットル

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 町内外の防災関係機関で構成する「仁木町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に要する資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団における装備の充実を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・仁木町地域防災訓練の実施件数 年1回（R1）
- ・消防救急無線デジタル化 整備済

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療支援体制の強化)

- 本町内の病院は、民間病院 1 か所であり大規模災害が発生した場合には患者対応の医師、看護師が不足する状況であることから、医療救護活動の支援が得られるように北海道や道内の医療機関との間で災害時医療に係る支援体制の構築を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 生活相談員の不足が懸念されるため、北海道や福祉関係団体、関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所の確保と人的支援の促進を図る必要がある。
- 本町では、社会福祉法人 1 団体と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結しているが、今後は、他の施設関係団体との締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、感染症の発生や拡大を防ぐための消毒や駆除等を速やかに行うことが重要である。
また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理・消毒に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
I 期 100% II 期 100% (H30)
- ・ 災害及び感染症発生時における防疫活動業務の協力に関する協定件数 1 件 (R1)
- ・ 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定件数 1 件 (R1)
- ・ 災害時の医療救護活動に関する協定件数 1 件 (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 本町においては、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所等を地域防災計画に規定し、概ね毎年度見直しをかけているが、庁舎被災時における代替場所の設定が行われていないため、その設定を推進するとともに、訓練などを通じ、災害対策本部機能等の強化を図る必要がある。
- 町における消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動を始め、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 本町の業務継続体制については、災害対策本部の体制など一部が整備されているが、業務全体を対象とした継続体制を整備していないことから、被災時の行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の職員を配置するなど、災害時における業務継続体制の整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| ・町内の消防団員数 | 100人 (R1) | |
| ・本町が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震化率 (庁舎) | | 100% (R1) |
| ・北後志消防組合仁木支署の耐震化率 | | 100% (R1) |
| ・業務継続体制の整備 | 一部整備済 | |

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町では現在、民間事業者による再生可能エネルギーの導入が進んでいるが、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。
- 停電の長期化や石油等の燃料供給停止を想定し、本町においても公共施設等を中心に再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 本町では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・再生可能エネルギーの導入施設 0箇所 (R1)
- ・災害時における石油類燃料の供給に関する協定件数 1件 (R1)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。
こうした事態に備え、本町においても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 現在、本町の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・水田農家の1戸あたり水稲作付面積 6.3ha (R1)

4-3 水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、管路の耐震化や老朽化対策を進めているが、いずれも進捗途上であり、引き続き計画的な整備を促進する必要がある。
また、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(浄化槽等の防災対策)

- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|------------|
| ・水道の管路の耐震適合率 | 23.2% (R1) |
| ・浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率 | 37% (H30) |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、現在建設中の高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。
- 災害時の被災者の交通手段として地域公共交通が不可欠なことから、平時から、既存の公共交通の維持・存続と利用者増加に向けた取組や公共交通の空白地解消に向けた新たな地域公共交通の導入に向けた取組など、利用者ニーズを把握した持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁を始めとした道路施設の老朽化対策については、「仁木町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 災害時の電柱の転倒は、緊急輸送道路等が閉塞され住民避難及び緊急車両の通行の妨げとなるため電線の地中埋設による無電柱化などの対策が必要である。

(鉄道の機能維持→強化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため活用するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保を適切な維持管理を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------------|------|
| ・道路橋の長寿命化修繕計画の策定率 | 100% |
| ・町営予約制バス運行ルート数 | 1ルート |
| ・災害時等におけるバス輸送の協力に関する協定件数 | 1件 |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定や災害に対する事前の備えに向けた取組を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

企業立地促進条例による支援件数 4件 (R1)

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町においても大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動団体数 0団体 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、本町でも「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理等計画 未策定
- *平成26年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 本町と仁木建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、仁木建設協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(人材の受入れ体制)

- 災害時の円滑な復旧・復興を進めるために、国・道・市町村からの派遣職員や自衛隊等との協力体制を構築する必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・大規模災害時等の連携に関する協定件数 1件 (R1)
- ・災害時等における応急対策活動に関する協定件数 1件 (R1)
- ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアル 未策定

第4章 仁木町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、仁木町における強靱化施策の取組方針を示す「仁木町強靱化のための施策プログラム」を策定しました。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うものです。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育を始めとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめました。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定しました。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行うこととします。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

第5期仁木町総合計画で掲げる「誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、仁木町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、30の重点化すべき施策項目を設定しました。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、仁木町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理しました。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行うこととします。

【仁木町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- ・ 「仁木町住宅等耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・ 小中学校、社会福祉施設、社会教育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による維持管理に努めながら耐震化の一層の促進を図る。

(建築物等の老朽化対策) **重点**

- ・ 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「仁木町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備) **重点**

- ・ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を促進する。
- ・ 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- ・ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	約 82% (H22)	⇒	95% (R6)
町有特定建築物の耐震化	100% (R 1)	⇒	100% (R6)
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況			
指定緊急避難場所	14 か所 (R1)	⇒	15 か所 (R6)
指定避難所	20 か所 (R1)	⇒	21 か所 (R6)
福祉避難所の指定状況	12 か所 (R1)	⇒	13 か所 (R6)

《推進事業》

然別生活館管理運営事業
高齢者福祉施設管理運営事業
（仮称）子育て支援拠点施設建設事業
小学校施設管理事業
中学校施設管理事業
町民センター管理運営事業
山村開発センター管理運営事業
土木施設管理事務事業
道路維持補修事業
橋りょう補修事業
町道舗装補修事業
町道整備事業
未改良路線整備事業
町営住宅等改修事業
町営住宅維持管理事業
ふれあい遊トピア公園施設管理運営事業
フルーツパークにき管理運営事業
大江コミュニティセンター管理事業
銀山生活改善センター管理運営事業

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）**重点**

- ・ 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づき道が実施する基礎調査により指定される土砂災害警戒区域等を仁木町地域防災計画及び防災ガイドマップに載せるとともに町広報やホームページでも住民に周知する。
また、土砂災害を想定した避難訓練等の実施により、関係機関との連携体制の構築を図る。

（砂防設備等の整備・老朽化対策）

- ・ 既存の砂防・治山施設の長寿命化の取組と適切な維持管理や計画的な更新等を国や道と連携を図りながら進めて行く。

《指 標》

防災ガイドブックの作成
土砂災害警戒区域の指定

作製済（R2）
新たな指定ごとに広報・HPで周知

《推進事業》

災害対策事業

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- ・ 道から提供される余市川の洪水浸水想定区域図を活用して、本町の洪水ハザードマップの作成及び洪水ハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- ・ 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- ・ 樋門、排水機場等の河川管理施設について、補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- ・ 近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

《指 標》

洪水ハザードマップの作成状況

更新済 (R2)

《推進事業》

排水施設管理事業

水防対策事業

災害対策事業

河川維持管理事業

樋門管理事業

緊急浚渫推進事業

水利施設管理強化事業

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制) **重点**

- ・ 暴風雪時において、道路状況等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

(除雪体制の確保) **重点**

- ・ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有、除雪車両などの相互支援体制の強化を図る。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- ・ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

除雪車の配備状況	町配備機械	6台 (R1)	⇒	6台 (R6)
	業者配備機械	16台 (R1)	⇒	16台 (R6)

《推進事業》

土木機械管理事業
建設等機械整備事業
除雪対策事業

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- ・ 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- ・ 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

《指 標》

防災資機材の備蓄状況	暖房器具	25台 (R1)	⇒	31台 (R6)
	非常用発電機	14台 (R1)	⇒	17台 (R6)
	毛布類	275枚 (R1)	⇒	520枚 (R6)

《推進事業》

災害対策事業

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) **重点**

- ・ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- ・ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの運用に関係機関と参画する。
また、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。
- ・ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の維持管理を適切に実施する。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- ・ 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を進める。
- ・ 住民等への災害情報の伝達に必要な町防災行政無線の維持管理を適切に実施するとともに、公衆無線 LAN 機能を有する指定避難所の整備、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を検討する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- ・ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の整備、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- ・ 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な個別計画策定など、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- ・ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- ・ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

防災情報共有システムへの参画	参画済 (R1) ⇒ 継続参画 (R6)
自主防災組織活動カバー率	54.0% (R1) ⇒ 58.0% (R6)
	*施設は各施設1世帯換算
地域防災マスター人数	6人 (R1) ⇒ 10人 (R6)
水害・土砂災害の避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定済 (R1) ⇒ 随時更新 (R6)
仁木町防災行政無線通信施設整備	整備済 (R1) ⇒ 現状維持 (R6)
避難行動要支援者名簿の作成状況	作成済 (R1) ⇒ 随時更新 (R6)
個別計画の策定	未策定 (R1) ⇒ 策定 (R5)

《推進事業》

高速通信情報ネットワーク事業
防災訓練事業
防災行政無線管理事業
総合行政システム管理事務事業
災害対策事業
情報処理システム導入事業
情報処理管理事務事業
公衆無線LAN環境整備事業
多目的滞在施設管理運営事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- ・ 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、各種災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。
- ・ 災害時の救援物資輸送・受入れなど、運送事業者との連携・協力体制の整備に向けた取組を進める。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- ・ 支援制度の活用などを通じ、本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を進める。
- ・ 家庭や企業等における備蓄について、道及び町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。
- ・ 「仁木町備蓄計画」に基づき、防災資機材や備蓄食料の計画的な整備を進める。

《指 標》

防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	24 件 (R1)	⇒	25 件 (R6)
食料・飲料水等の備蓄量	アルファ米 3,020 食 (R1)	⇒	3,249 食 (R6)
	白がゆ 200 食 (R1)	⇒	1,341 食 (R6)
	飲料水 1,395 リットル (R1)	⇒	1,566 リットル (R6)

《推進事業》

災害対策事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- ・ 各種災害を想定した防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、民間企業をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

(救急活動等に要する資機材の整備) **重点**

- ・ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線のデジタル化など情報基盤の整備を推進するとともに、消防の災害用資機材等の更新・配備及び消防団装備の整備を計画的に行う。

《指 標》

仁木町地域防災訓練の実施件数

年1回 (R1) ⇒ 年1回 (R6)

消防救急無線デジタル化

整備済 (R1) ⇒ 現状維持

《推進事業》

北後志消防組合負担金 (支署経費)

防災訓練事業

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 被災時に十分な医療救護活動が実施できるように、北海道や道内医療機関との間で災害時における医療支援体制の構築を図る。

(災害時における福祉的支援) **重点**

- 本町では、社会福祉法人1団体と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結しているが、今後は、他の福祉関係団体、関係法人との協定締結を進めるなど、被災者の避難先確保や人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

I期 100%、II期 100% (R1) ⇒ I期 100%、II期 100% (R6)

災害及び感染症発生時における防疫活動業務の協力に関する協定件数

1件 (R1) ⇒ 1件 (R6) 連携強化・協定継続

災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定件数

1件 (R1) ⇒ 1件 (R6) 連携強化・協定継続

災害時の医療救護活動に関する協定件数

1件 (R1) ⇒ 1件 (R6) 連携強化・協定継続

《推進事業》

予防接種事業

小樽後志二次救急医療運営事業負担金

ワクチン接種事業

3. 行政機能の確保

3-1 町内における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- ・ 庁舎被災時に災害対策本部機能を維持するための代替場所の設定について検討する。
- ・ 地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民に対して地域防災の中核的な存在である消防団の活動を説明し、消防団活動への参加促進を図る。

(業務継続体制の整備) **重点**

- ・ 仁木町業務継続計画の策定等を促進し、災害時における業務の継続体制を確保する。

《指 標》

町内消防団員数	100人 (R1)	⇒	105人 (R6)
本町が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震化率 (庁舎)	100% (R1)	⇒	100% (R6)
北後志消防組合仁木支署の耐震化率	100% (R1)	⇒	100% (R6)
業務継続体制の整備	一部整備済 (R1)	⇒	業務継続計画の策定 (R6)

《推進事業》

北後志消防組合負担金 (消防団費)
総合行政ネットワーク (LG-WAN) 管理事務事業
庁舎管理事業
情報処理管理事務事業
高度通信情報ネットワーク事業

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- ・ 公共施設等を中心に太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進する。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- ・ 石油供給関連事業者と町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》

再生可能エネルギーの導入施設	0 施設 (R1)	⇒	1 施設 (R6)
災害時における石油類燃料の供給に関する協定件数	1 件 (R1)	⇒	1 件 (R6) 協定継続

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- ・ 平時、災害時を問わず食料供給基地として重要な役割を担う本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- ・ 厳しい環境にある本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

《指 標》

水田農家の1戸当たり水稻作付面積	6.3ha (R1)	⇒	7.0ha (R6)
新規就農受入協議会の研修生人数 (累計)			7人 (R2~R6)

《推進事業》

農業基盤整備促進事業
農業担い手育成事業
北海道農業次世代人材投資事業
農業競争力基盤整備事業 (頭首工改修)
スマート農業実証プロジェクト事業

4-3 水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、管路の耐震化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- ・ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(浄化槽等の防災対策) **重点**

- ・ 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

《指 標》

水道の管路の耐震適合率	23.2% (R1) ⇒ 32.2% (R4)
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率(水洗化率)	37% (R1) ⇒ 43% (R6)

《推進事業》

水道施設維持管理事業
配水管整備事業
合併処理浄化槽整備事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- ・ 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備を始め、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等) **重点**

- ・ 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、仁木町橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- ・ 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋について、点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策の取組を推進する。

(鉄道の機能維持・強化)

- ・ 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、鉄道施設の耐震化、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。

《指 標》

道路橋の長寿命化修繕計画の策定率	100% (R1)	⇒	100% (R6)
町営予約制バス運行ルート数	1ルート (R1)	⇒	2ルート (R6)
災害時等におけるバス輸送の協力に関する協定件数	1件 (R1)	⇒	1件 協定継続

《推進事業》

農道維持管理経費
橋りょう補修事業
地域公共交通調査事業
予約制バス運行事業

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における業務継続体制の強化)

- ・ 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

《指 標》

企業立地促進条例による支援件数 4件 (R1) ⇒ 7件 (R6)

《推進事業》

企業立地促進事業

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- ・ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- ・ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理) **重点**

- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動団体数

0 団体 (R1) ⇒ 4 団体 (R6)

《推進事業》

有害鳥獣駆除対策事業

多面的機能支払交付金事業

林道維持管理事業

森林経営管理事業（林道・下刈り等）

~~未来につなぐ豊かな~~森づくり推進事業

余市川土地改良区事業

林業行政事務事業（森林・山村多面的機能発揮対策交付金）

町有林管理事業

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備) **重点**

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、北海道災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、町における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。

《指 標》

災害廃棄物処理等計画 **計画** 未策定 (R1) ⇒ 策定 (R6)
* 平成 26 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携) **重点**

- ・ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する仁木建設協会との効果的な連携を図るなど、災害時における行政機関と建設業との協力体制を強化する。

(人材の受入れ体制)

- ・ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。
- ・ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

《指 標》

大規模災害時等の連携に関する協定件数 1 件 (R1) ⇒ 1 件 (R6) 協定継続
災害時等における応急対策活動に関する協定件数 1 件 (R1) ⇒ 1 件 (R6) 協定継続
災害ボランティアセンター設置運営マニュアル 未策定 (R1) ⇒ 策定 (R6)

《推進事業》

防災訓練事業

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とします。

また、本計画は、仁木町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとします。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、仁木町強靱化のスパイラルアップ（好循環）を図っていきます。

【別表】 仁木町強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	箇所名・地区名
総務課	庁舎管理事業	
	町有林管理事業	
企画課	災害対策事業	
	排水施設管理事業	
	水防対策事業	
	総合行政システム管理事務事業	
	総合行政ネットワーク（LG-WAN）管理事務事業	
	高度通信情報ネットワーク事業	
	防災訓練事業	
	防災行政無線管理事業	
	北後志消防組合負担金（支署経費）	
	北後志消防組合負担金（消防団費）	
	地域公共交通調査事業	
	予約制バス運行事業	
	企業立地促進事業	
	情報処理システム導入事業	
	情報処理管理事務事業	
	公衆無線LAN環境整備事業	
住民課	然別生活館管理運営事業	
	高齢者福祉施設管理運営事業	
	（仮称）子育て支援拠点施設建設事業	
	大江コミュニティセンター管理事業	
	合併処理浄化槽整備事業	
ほけん課	予防接種事業	
	小樽後志二次救急医療運営事業負担金	
	ワクチン接種事業	
産業課	ふれあい遊トピア公園施設管理運営事業	
	フルーツパークにき管理運営事業	
	農業基盤整備促進事業	
	銀山生活改善センター管理運営事業	
	水利施設管理強化事業	
	農業担い手育成事業	
	北海道農業次世代人材投資事業	
	農業競争力基盤整備事業（頭首工改修）	
	農道維持管理事業	
	有害鳥獣駆除対策事業	
	多面的機能支払交付金事業	
	林道維持管理事業	
	森林経営管理事業（林道管理・下刈り等）	
	未来につながる豊かな森づくり推進事業	
	余市川土地改良区事業	
	スマート農業実証プロジェクト事業	
	林業行政事務事業（森林・山村多面的機能発揮対策交付金）	
建設課	土木施設管理事務事業	
	道路維持補修事業	

	橋りょう補修事業	
	町道舗装補修事業	
	町道整備事業	
	未改良路線整備事業	
	町営住宅等改修事業	
	町営住宅維持管理事業	
	緊急浚渫推進事業	
	河川維持管理事業	
	緊急自然災害防止対策事業	
	樋門管理事業	
	土木機械管理事業	
	除雪対策事業	
	建設等機械整備事業	
	水道施設維持管理事業	
	配水管整備事業	
教育委員会	小学校施設管理事業	
	中学校施設管理事業	
	町民センター管理運営事業	
	山村開発センター管理運営事業	

仁木町国土強靱化地域計画

令和2年5月発行
令和3年5月改訂修正
令和4年6月修正
北海道 仁木町

〒048-2492
北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
TEL 0135-32-2511 (代表)
FAX 0135-32-2700
e-mail:kikaku@town.niki.hokkaido.jp

